

## 「適切な意思決定支援に関する指針」

患者様は、疾患を抱えて治療、療養、生活を送るにあたり、いろいろな意思決定をする必要があります。私達職員は、患者様およびご家族や関係者の皆様の意思を尊重するとともに、その意思決定が出来るように適切な支援を行います。

当院の特徴から、以下のケースに対処するための指針を定め、活用していきます。

- 1, 人生の最終段階における医療選択の意思決定
- 2, 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者様の意思決定
- 3, 身寄りが無い患者様の意思決定

### 1, 人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針決定支援

#### 1) ご本人の意思が確認出来る場合

- ・ご本人による意思決定を基本とし、ご家族も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療・ケアチームが協力し、医療・ケアの方針を決定します。決定内容は当院の「延命治療に関する申出書」を利用して記載し、カルテに保存します。
- ・時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更、患者様やご家族を取り巻く環境の変化等により、意思は変化することがあります。医療・ケアチームは、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えることが出来るように支援します。ご本人が自らの意思を伝える事が出来なくなる可能性もありますので、そのような時に対応について、予めご家族等を含めた話し合いを行います。

#### 2) ご本人の意思が確認出来ない場合

- ・ご家族等がご本人の意思を推定出来る場合には、その推定意思を尊重し、ご本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し、決定します。
- ・ご家族等が本人の意思を推定出来ない場合にはご本人にとって何が最善であるかについて、ご家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、決定します。
- ・ご家族等がいない場合、または、ご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、ご本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームが慎重に検討し、決定します。
- ・これらの決定が困難な場合、医療・ケアチームの申し入れにより、必要と判断される場合は多職種からなるケア倫理委員会を立ち上げ、その方針を審議いたします。

## 2, 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者様の意思決定支援

- 1) 障害者や認知症等で自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限りご本人の意思を尊重し、反映をしながら意思決定を支援します。ご家族及び関係者と医療・ケアチームが関与して、その意思決定を支援します。

## 3, 身寄りがない患者様の意思決定

- 1) 身寄りが無い患者様における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なります。介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、ご本人の意思を尊重し、厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その意思決定を支援します。

## 4. 参考資料（2024年4月取得）

- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>)
- ・「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>)
- ・「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」  
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000212396.pdf>)

医療法人社団小羊会 船橋訪問クリニック

附則 この指針は令和4年4月より施行する

附則 令和6年4月1日 一部改正（参考資料）